平成２１年（フ）第２６１号
福井市江端町第28号25番地
債務者　松井延介こと　松井　直文
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
福井県坂井市丸岡町西瓜屋第４号31番地２ドミールハイツ202号室、前住所福井県勝山市平泉寺町平泉寺第115号14番地
債務者　渡辺富美恵
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
福井市江端町第32号11番地10
債務者　小宮　和江
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２７号
名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280番地　寿楽荘
債務者　松浦　　傑
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６７号
愛知県春日井市上条町１丁目203番地　ボナンザビル301、住民票上の住所愛知県春日井市上条町１丁目203番地
債務者　野村　俊文
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４９０号
名古屋市守山区元郷２丁目120番地
債務者　桑原　　収
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４９７号
名古屋市西区児玉１丁目５番21号　小島マンション203号
債務者　渡邊すま子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５１０号
愛知県春日井市四ツ家町四ツ家46―９、住民票上の住所愛知県春日井市下津町90番地
債務者　林　　孝子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５３２号
名古屋市中村区高道町６丁目１番26号　高道ハイツ１Ｅ号
債務者　内藤　雄一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５３３号
名古屋市中村区高道町６丁目１番26号　高道ハイツ１Ｅ号
債務者　内藤　良子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５号
三重県伊賀市小田町2418番地、前住所三重県名張市希央台４番町41番地　レオパレス希央台111号
債務者　岩本阿佐美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１６８号
三重県いなべ市大安町石榑東1022番地１
債務者　森　　啓祐
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目28番10号ハイツＫＴⅢ201号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町８丁目30番16号　110号
債務者　亀井　哲郎
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２５４号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目17番15号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目４番６号
債務者　池田　文子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８２号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番７―503号、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番３―103号
債務者　長田　仁茂
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０３号
兵庫県西宮市神原10番９―501号
債務者　大石あゆむ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係